

京都市例規データベースシステムの構築，データ更新等に関する業務委託の事業者の選定を公募型企画競争方式により実施しますので，次のとおり公募します。

平成24年3月1日

京都市長 門川 大作

1 委託業務の内容

(1) 件名

京都市例規データベースシステムの構築，データ更新等に関する業務

(2) 委託期間

契約締結日（平成24年4月1日を予定）から平成29年3月31日まで

(3) 委託内容

別紙1「京都市例規データベースシステムの構築，データ更新等に関する業務委託のプロポーザル仕様書」のとおり

2 契約の目安とする金額

「京都市例規データベースシステムの構築，データ更新等に関する業務委託の受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）」のとおり

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は，次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 都道府県又は政令指定都市において，本件業務と同様の業務を受注した実績を有していること。
- (3) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を結成する場合は，事業者側で定めた代表幹事業者が，上記(1)及び(2)を満たしていること。

なお，コンソーシアムを結成して参加する場合は，企画提案書の提出時に「京都市例規データベースシステムの構築，データ更新等に関する業務に関する協定書」（様式7）を併せて提出すること。

(4) この委託業務について、確実に履行することができること。

4 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を持参して提出すること。（提出先は、下記「10 問合せ及び提出先」のとおり）

(1) 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、次のとおり交付する。ただし、交付する資料の一部には、機密として取り扱う情報を含むため、「京都市例規データベースシステムの構築、データ更新等に関する受託事業者の公募に関する文書、図画及び電磁的記録の取扱いについて（誓約書）」（様式1）に代表者（受任者がある場合はその受任者）及び管理責任者の記名及び押印をしたうえ、持参すること。

ア 交付期間：平成24年3月1日（木）から同年3月9日（金）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所：下記「10 問合せ及び提出先」に同じ

ウ 交付書類

- ① 京都市例規データベースシステムの構築、データ更新等に関する業務委託の受託事業者の公募について（プロポーザル説明書）
- ② 京都市例規データベースシステムの構築、データ更新等に関する業務委託のプロポーザル仕様書（別紙1）
- ③ 京都市例規データベースシステムの構築、データ更新等に関する業務委託のプロポーザル企画提案書等作成要領（別紙2）
- ④ 提案内容評価要領（別紙3）
- ⑤ 提案内容評価表（別紙4）

※ 交付書類（②を除く。）及び各種様式については、次の京都市行財政局総務部法制課のホームページ上からもダウンロードできます。

アドレス：http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/soshiki/3-1-3-0-0_3.html

(2) 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（様式2）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割分担を記載した資料（様式は任意とする。）を添付すること。

(イ) 会社概要（様式3）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、その代表幹事業者について会社概要を提出すること。

イ 提出部数 5部

ウ 提出期限

平成24年3月12日（月）必着

(3) 企画提案書等の提出

別紙2「京都市例規データベースシステムの構築、データ更新等に関する業務委託のプロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書及び企画提案書記載事項確認書（様式4）

(イ) 見積書（様式5）

(ウ) 経費内訳書（様式6）

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は、京都市例規データベースシステムの構築、データ更新等に関する業務委託の協定書（様式7）を併せて提出すること。

イ 提出部数

別紙2「京都市例規データベースシステムの構築、データ更新等に関する業務委託のプロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

ウ 提出期限

平成24年3月15日（木）必着

(4) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (イ) 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- (ウ) 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (エ) 提出された書類は、提出期限後の差し替え及び再提出は一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類はすべて返却しない。
- (カ) 提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、日時及び場所を別途連絡する。

5 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「5 応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

(2) 質問期限

平成24年3月12日（月）（必着）

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。

(3) 質問方法

京都市行財政局総務部法制課に電子メール（tsbba041@city.kyoto.jp）で問い合わせることとし（様式は問わない。）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

平成24年3月14日（水）までに、参加表明書の提出のあった者全員に対し、質問事項及びその回答を電子メールで通知する。

6 企画提案書に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1) 実施時期

平成24年3月21日（水）

(2) 実施場所

京都市役所市庁舎内（詳細は、別途連絡する。）

(3) 注意事項等

ア プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。

イ プレゼンテーションの実施時間は、60分以内とし、企画提案の説明時間は、45分程度、本市からの質問及びその回答時間は、15分程度とする。

ウ プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

エ プレゼンテーションの方法は提案者の任意とする。

オ 提案者の希望があれば、それ以外に必要なスクリーン、プロジェクター、パソコン等は提案者が用意すること。

7 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

8 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

前記「7 受託候補者の選定に係る審査基準」に基づき、本市が設置する選考組織が、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、すべての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者（第一交渉権者）に選定する。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。（平成24年3月26日（月）に発送予定）

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、平成24年3月27日（火）午後5時までに書面で、京都市行財政局総務部法制課まで提出すること。

ウ 提出は持参によるものとし、郵便及び電送（電子メール、FAX等）によるものは認めない。

エ 提出のあったものについては、平成24年3月29日（木）までに書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、受託候補者（第一交渉権者）と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約金額は、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約の期間は、契約締結日（平成24年4月1日を予定）から平成29年3月31日までとする。

(4) 特約事項

ア 企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、すべて受託者の負担とする。

イ 企画提案書等に記載された、システムの保守等に関する契約は、次年度以降の契約金額を保証するものではなく、予算の範囲内において実施する。

ウ 受託者が、システムの保守等に関する契約について、企画提案書等に記載された金額で履行できない場合は、本市に対し、違約金を支払わなければならない。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は、成果物を本市に納入する。本市は、成果物について検査を行い、検査に合格した成果物の引渡しを受けたときは、受託者の請求により、委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9) かし担保責任

ア 本市は、成果物にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ 本市は、本市の定めた履行期限までに、受託者によるかしの修補が困難なため、契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

ウ ア及びイは、契約目的物のかしが支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

エ ア、イ及びウによるかしの修補、損害賠償の請求及び契約の解除は、引渡しを受けた日から2年以内に行うものとする。

10 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺町488番地

京都市行財政局総務部法制課

電話：075-222-3077

FAX：075-222-3100

メール：tsbba041@city.kyoto.jp

(行財政局総務部法制課)